

# 即 時 抗 告 申 立 書

令和6年11月6日

大阪高等裁判所 御中

抗 告 人 宮 部 龍 彦

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の、大阪地方裁判所令和6年(モ)第1083号移送申立事件(基本事件 令6年(ワ)第6807号 投稿記事削除等請求事件)について、同裁判所が令和6年10月30日(決定書送達日 令和6年11月2日)にした後記決定は不服であるから、即時抗告をする。

## 第1 原決定の表示

本件移送申立てを却下する。

## 第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 基本事件を横浜地方裁判所相模原支部に移送する。
- 3 抗告費用は相手方の負担とする。

との裁判を求める。

## 第3 抗告の理由

- 1 基本事件が大阪地方裁判所で審理される場合、申立人は、期日ごとに住所地である神奈川県から大阪地方裁判所まで出頭する必要があるところ、その出頭に要する費用・時間、出頭のための休業の必要等において過度の負担

が強いられる」ことについて、原決定は基本事件を横浜地方裁判所(相模原支部)に移送すべきことを基礎づけるものとはいえないとするが、申立人に過度な負担が強えられることは、当事者の衡平を図る上で、重要な要素である。

一方、相手方らは事実上全国的な組織であり、現にさいたま地方裁判所で訴訟の遂行のために過剰とも言える労力と人員をかけている。資料7の通り、相手方らは「部落探訪」削除裁判支援する会」なるものまで組織している。

相手方らは横浜地方裁判所相模原支部で訴訟を遂行するために十分な能力を持っており、あえて大阪地方裁判所で審理を行うことは、訴訟手続きを申立人に対する威圧や政治的パフォーマンスに利用するために過剰な能力を投入する便宜を図る意味しかない。

従って、大阪地方裁判所で審理をすることは、著しく当事者間の衡平を損なうのは明らかである。

- 2 原決定は、民事訴訟法 87 条の 2 に定める方法による手続遂行や同法 204 条に定める方法による証人尋問等について、「第 1 回口頭弁論期日前の現時点では、基本事件において申立人が主張する方法での手続を行うことについて相当性が認められるかは明らかでなく」とする。しかし、法律により定められている手続きに相当性が認められるかは明らかでないとの説明は理解しがたく、相手方からもその理由は示されていない。

以上

#### 疎明資料

資料7 「部落探訪」削除裁判支援する会

(別紙)

当事者目録

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘 6-1-23-102

TEL 080-1442-9144 / FAX 050-6877-5434

抗告人(基本事件被告) 宮 部 龍 彦

〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 HRCビル 9階

相手方(基本事件原告) 部落解放同盟大阪府連合会

上記代表者執行委員長 赤 井 隆 史

〒584-0024 大阪府富田林市若松町 1-17-6

相手方(基本事件原告) 田 村 賢 一